

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

## 大野城市開発行為等指導要綱に基づくごみ置場の設置基準

### 1 目的

6 戸以上の集合住宅から排出されるごみの収集において、生活環境の保全と安全かつ効率的な収集を行うため、適切にごみ集積施設を設置することを目的とする。

### 2 設置場所

- (1) 原則として道路（幅員 4m 以上、勾配 10% 以下）に面し、収集車（4 t 車）が横付けして円滑に収集できる場所に設置すること。
- (2) 地形上道路に面して設置できない場合は、収集車が直進のままごみ置場へ進入し通り抜け又は反転できるスペースがあること。

### 3 可燃物置場の構造等

#### (1)有効面積（内寸）

- ア. 6 戸以上の場合は、戸数×0. 2 m<sup>2</sup>以上とする。
- イ. 原則として、有効幅は 1m 以上、有効奥行は 1m 以上とする。

#### (2)壁

- ア. 壁はブロック又は RC とする。ブロックは 15cm 以上で有筋、RC は 12cm 以上とする。
- イ. 6 戸以上 50 戸未満の場合は、高さ 1m 以上の壁で三方を区画し、幅 1. 5m 以上の取り出し口を設けること。ただし、面積が 1. 5 m<sup>2</sup>以下の場合は幅 1m 以上とする。

#### (3)屋根

- ア. 6 戸以上 50 戸未満の場合で、屋根を付ける場合は、高さ 2m 程を確保しシャッター又は引き戸等を設置すること。
- イ. 屋根を付けない場合は、動物等による散乱防止のためネットフェンスで覆う等、適切な対策を講じること。
- ウ. 50 戸以上の場合は、屋根付きとし幅 1. 8m 以上のシャッター又は引き戸等を設置すること。

### 4. 不燃物、ペットボトル・トレイ置場の構造等

#### (1)有効面積（内寸）

- ア. 6 戸以上 50 戸未満の場合は、戸数×0. 25 m<sup>2</sup>以上とする。ただし、5 m<sup>2</sup>を超える場合は 5 m<sup>2</sup>とする。
- イ. 50 戸以上の場合は、戸数×0. 1 m<sup>2</sup>以上とする。
- ウ. 原則として、有効幅は 1m 以上、有効奥行は 1m 以上とする。

#### (2)壁

- ア. 壁はブロック又は RC とする。ブロックは 15cm 以上で有筋、RC は 12cm 以上とする。

イ. 6戸以上50戸未満の場合は、高さ1m以上の壁で三方を区画し、幅1.5m以上の取り出し口を設けること。

### (3)屋根

ア. 6戸以上50戸未満の場合で、屋根を付ける場合は、高さ2m程を確保しシャッター又は引き戸等を設置すること。

イ. 屋根を付けない場合は、動物等による散乱防止のためネットフェンスで覆う等、適切な対策を講じること。

ウ. 50戸以上の場合、屋根付きとし、幅1.8m以上、高さ2.0m以上のシャッター又は引き戸等を設置すること。

## 5 給水・排水設備

ア. 排水設備を設置すること。

イ. 給水設備を設置した場合、公共下水道が整備された地域については、排水は下水道に接続すること。

ウ. 屋根付きの場合は給水設備を設置すること。

## 6 換気口

屋根付きの置場については、換気口を設置すること。

## 7 表示板

可燃物・不燃物・ペットボトル及びトレイ置場、ごみ出し曜日の表示板を作成し設置すること。

## 8 単身者住宅の面積緩和

ア. 可燃物置場については、3により算定した面積の2/3の面積とする。

イ. 不燃物・ペットボトル及びトレイ置場については、粗大ごみ置場を併用しているため、面積の緩和は行わないものとする。

※単身者住宅とは、1戸あたりの専用床面積が35㎡以下の住戸をいう。

## 9 5戸以下の住宅の取扱い

ごみ出しにおける、周囲の住民の迷惑を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、ブロック等で明確に区画されたごみ置場を設置するものとする。その構造等はこの基準に準じたもので、循環型社会推進課と協議するものとする。

## 10 その他

ア. 店舗等を併せた併用住宅においては、一般家庭のごみ置場とは別に、事業所のごみの収集が、適切におこなうことができるようにすること。

イ. 集合住宅の所有者、管理者及び居住者は、ごみ置場を管理し、また管理に協力しなければならない。

ウ. 集合住宅の管理者は、住民が入居する1週間前に、循環型社会推進課にごみの収集依頼を行うこと。

エ. ごみ置場の取り出し口については、可燃置場及び不燃置場の共用は可とする。

オ. 事前協議や設計に変更があった場合は、速やかに再協議すること。

カ. 完成後のごみ置場について協議事項と違う場合は、収集できないこともあるので留意すること。